

小山工業高等専門学校自己点検評価専門委員会規程

制 定 平成20年4月1日

最終改定 令和2年2月4日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校点検評価委員会規程第6条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校自己点検評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- 一 自己点検評価の基本方針並びに実施基準等の策定に関すること。
- 二 自己点検評価の実施に関すること。
- 三 自己点検評価に関する取りまとめ並びに報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 外部評価実施の際に必要な資料の作成に関すること。
- 五 その他外部評価を実施するにあたり必要となること。
- 六 その他専門委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務主事
- 二 各学科長及び一般科長
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 前項第三号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、総務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(点検評価事項等)

第5条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項について自己点検評価を行う。

- 一 教育の内部質保証システム
- 二 教育組織及び教員・教育支援者等
- 三 学習環境及び学生支援等
- 四 財務基盤及び管理運営
- 五 準学士課程の教育課程・教育方法
- 六 準学士課程の学生の受入れ
- 七 準学士課程の学習・教育の成果
- 八 専攻科課程の教育活動の状況
- 九 研究活動の状況
- 十 地域貢献活動等の状況
- 十一 国際交流等の状況

2 前項各号に掲げる点検事項の基本的な視点・観点は、別表のとおりとする。

(点検評価の実施及び報告書等の公表)

第6条 前条第2項により実施する自己点検評価は、4年を超えない範囲で報告書として取りまとめ、公表するものとする。

(事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、点検評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。